

## 寒河江市婚活コーディネーター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供し、結婚成立に結びつけるとともに、移住及び定住化を促進し、地域の活性化を図る寒河江市婚活コーディネーター事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において婚活コーディネーターとは、結婚を希望する独身者の仲介(出会いの機会の提供をいう。以下同じ。)、助言等、結婚成立に向けた支援活動(以下「支援活動」という。)を行う者をいう。

### (責務)

第3条 婚活コーディネーターは、当該活動によって知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 婚活コーディネーターは、独身者の意思を尊重し、支援活動を行うことに留意するものとする。

3 婚活コーディネーターは、自身が仲介した独身者及びその親族等に対して、仲介料及び活動に係る経費を請求してはならない。ただし、結婚決定後、善意に基づく謝礼の申し出があった場合は、この限りでない。

### (婚活コーディネーター)

第4条 婚活コーディネーターは、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山形県村山地域(寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、山形市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町及び大石田町)に住所を有する20歳以上の者

(2) 寒河江市暴力団排除条例(平成24年市条例第16号)に定める暴力団員等でない者

(3) 見合い、結婚の斡旋等を業務とする企業等に属さない者

(4) 見合い、結婚の斡旋等を業として行っていない者

(5) 宗教活動等当該事業と異なる目的を有さない者

2 前項の規定に関わらず、第10条第2号から第8号までの規定のいずれかに該当し登録を抹消された者は、婚活コーディネーターになることはできない。

(募集)

第5条 婚活コーディネーターは、公募により募集を行い、随時申込みを受け付けるものとする。

2 婚活コーディネーターになろうとする者(以下「登録申請者」という。)は、市長に対し、寒河江市婚活コーディネーター登録申込書(様式第1号)により申請するものとする。

(審査等)

第6条 市長は、前条第2項の申請があったときは、登録申請者の面談を行い、動機、支援活動手法等が当該事業の目的に合致しているか総合的に審査するものとする。

(登録決定等)

第7条 市長は、前条の審査等により、婚活コーディネーターにふさわしいか否かについて、第5条第2項の申請を受けた日から起算して30日以内に可否を決定し、登録申請者に寒河江市婚活コーディネーター登録決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、婚活コーディネーターの登録を決定したときは、寒河江市婚活コーディネーター登録簿(様式第3号)に記載するとともに、申請者に寒河江市婚活コーディネーター登録証(様式第4号)を交付するものとする。

(報奨金の支給決定等)

第8条 婚活コーディネーターは、仲介により結婚が成立したときは、婚姻後6か月以内に、市長に対し、寒河江市婚活コーディネーター事業仲介証明書(様式第5号)と併せ、寒河江市婚活コーディネーター事業報奨金支給申請書(様式第6号。以下「報奨金支給申請書」という。)及び婚姻届受理証明書により報奨金の支給を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる条件をすべて満たしているか審査するものとする。

- (1) 婚活コーディネーターの仲介により結婚し、婚姻届が受理されていること。
- (2) 婚姻者が、婚活希望者として寒河江市のプロフィールカードに掲載されている者であること。
- (3) 当該婚姻者双方が、婚姻後6か月以内に寒河江市に住民登録をしていること。
- (4) 婚姻者が、婚活コーディネーターの活動により結婚したと認めていること。
- (5) 偽装結婚と認められないこと。
- (6) あらかじめ結婚意思がある者同士への仲介、助言でないこと。
- (7) 同一人同士の再婚ではないこと。
- (8) その他報奨金支給申請書に記載した内容が当該事業の目的に合致していると認められること。

3 市長は、前項の審査の結果、報奨金の支給を決定したときは、第1項の申請を受けた日から起算して30日以内に寒河江市婚活コーディネーター事業報奨金支給決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

4 報奨金の額は、婚活コーディネーターの仲介により結婚が成立した男女1組につき、次の表の左欄に掲げる婚姻時の夫婦の年齢の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる金額とする。

婚姻時の夫婦の年齢	金 額
夫、妻の双方が40歳未満	100,000円
上記以外の場合	50,000円

5 報奨金を支給した後に、第1項の申請書に虚偽記載があること又は第2項の条件を満たしていないことが判明したときは、申請者は報奨金を市長に返還しなければならない。

(活動報告)

第9条 認定を受けた婚活コーディネーターは、年度内に1回以上、市長が指定する日までに寒河江市婚活コーディネーター活動報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、婚活コーディネーターの登録を抹消することができるものとする。

- (1) 婚活コーディネーターから婚活コーディネーターの職を辞する申し出があったとき。
- (2) 第3条に規定する責務に反する行動があったとき。
- (3) 第4条に規定する事項に該当しないこととなったとき。
- (4) 第8条第1項に規定する申請書に虚偽記載があったとき。
- (5) 前条に規定する活動報告書の提出がなかったとき。
- (6) 前条に規定する活動報告書において、活動実績が乏しいと認められるとき。
- (7) 当該事業における支援活動において、著しく品位を欠いた活動をしたとき。
- (8) その他市長が婚活コーディネーターとしてふさわしくないと認めるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。